

## 会 議 次 第

- 名 称：平成 22 年度第 1 回堺市屋外広告物審議会
- 日 時：平成 23 年 2 月 14 日（月）午後 3 時～
- 場 所：堺市総合福祉会館 5 階 第 3 研修室

### 1 開 会

### 2 案 件

- ・会長及び副会長の選出について
- ・議第 1 号 許可基準の変更について
- ・議第 2 号 禁止区域の指定について

### 3 報 告 事 項

- ・堺市の屋外広告物行政の現状について

平成 22 年度 第 1 回  
堺市屋外広告物審議会

議 案 書

日 時 平成 23 年 2 月 14 日 (月)  
午後 3 時 00 分

場 所 堺市総合福祉会館 5 階第 3 研修室

平成 22 年度 第 1 回

堺市屋外広告物審議会諮問案件一覧表

議案 番号	案 件 名	頁
1	許可基準の変更について	2
2	禁止区域の指定について	5

堺 都 計 第 2151 号

平成 23 年 2 月 14 日

堺市屋外広告物審議会会長 様

堺市長 竹山 修身

許可基準の変更について（諮問）

堺市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 38 号）第 29 条の規定により、別紙の事項について諮問します。

屋外広告物の許可基準の変更について

堺市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 38 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、電柱を利用する広告物等の許可基準を次のとおり変更する。

区分		大きさ	掲出位置	色彩等	掲出個数
電柱を利用する広告物等	突き出して取り付けるもの	縦 <u>2.00m 以内</u> 横 <u>0.50m 以内</u>	(1)地上から最下端までの距離 4.50m 以上 (2)電柱との間隔 0.15m 以内	(1)地色は、 <u>白色又は白色以外の色で彩度が低いものとする</u> こと。 (2)けい光塗料以外の塗料を用いること。	電柱 1 本につき 1 個
	巻き付けて取り付けるもの	縦 <u>1.50m 以内</u> 横 電柱の円周の範囲内の長さ	地上から最下端までの距離 <u>1.90m 以上</u>		電柱 1 本につき 1 個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。)

(変更理由)

電柱を利用する広告物の許可基準は、電柱管理者である関西電力の設置基準を踏まえて設定されていたが、この基準は全国水準と比較して厳しいものであったため、平成20年3月に設置基準の見直しが行われ、基準が緩和された。

これを受けて、大阪府においては平成21年度に電柱に巻き付けて取り付ける広告物の許可基準が改正されたため、本市においても電柱に巻き付けて取り付ける広告物の許可基準の改正を行う。

堺 都 計 第 2151 号

平成 23 年 2 月 14 日

堺市屋外広告物審議会会長 様

堺市長 竹山 修身

禁止区域の指定について（諮問）

堺市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 38 号）第 29 条の規定により、別紙の事項について諮問します。

## 屋外広告物の禁止区域の指定について

大阪府文化財保護条例（昭和 44 年大阪府条例第 5 号）第 46 条第 1 項の規定により指定された大阪府指定史跡の地域について、堺市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 38 号）第 11 条第 4 号の規定に基づき、屋外広告物の禁止区域を次のとおり指定する。

大阪府指定 史跡の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
丹比廃寺塔跡	堺市美原区多治井 884-1、884-3	当該地域の全部	

(指定理由)

「丹比廃寺塔跡」は美原区多治井に位置しており、7世紀後半に建立されたと考えられる徳泉寺という寺院のあった域内に存している。

平成20年度の発掘調査の結果、塔の基壇の一部が発見されたことにより、府内でも貴重な古代寺院関連遺構であることが確認され、平成21年1月16日に、大阪府文化財保護条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡に指定された。

このことから、良好な景観を維持・保全するため、当該史跡の地域を、堺市屋外広告物条例第11条第4号の規定に基づく屋外広告物の禁止区域として指定する。

### 屋外広告物の禁止区域の指定について

堺市文化財保護条例（平成 3 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された堺市指定有形文化財の建造物及びその周辺について、堺市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 38 号）第 11 条第 5 号の規定に基づき、屋外広告物の禁止区域を次のとおり指定する。

堺市指定有形文化財の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
菅生神社本殿	堺市美原区菅生 178-1	当該建造物及びその敷地の全部	
日部神社神門	堺市西区草部 262	同上	

(指定理由)

「菅生神社本殿」は美原区菅生に位置しており、美原区域において現存する寺社建築としては最も古いもので、市全域でも重要文化財の諸建築や市指定となっている石津太神社本殿の建立時期に継ぐ、市内屈指の古さをもつ社殿である。

建物は一間社春日造としては府下でも規模が大きなもの、正面の柱間は 7 尺に及んでいる。また、細部は 17 世紀後期の様式をよく示しており、大変貴重なものであることから、平成 18 年 4 月 20 日に、堺市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により、堺市指定有形文化財の建造物に指定された。

「日部神社神門」は西区草部に位置しており、建立年代は定かではないが、桃山時代の建築様式を受け継ぐ 17 世紀前期の四脚門であり、四脚門の遺構が少ない大阪府下において、安定した形式をもち、建立年代が江戸時代初期にまでさかのぼる可能性のある門として、大変貴重なものである。このことから、平成 20 年 7 月 17 日に、堺市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により、堺市指定有形文化財の建造物に指定された。

これらのことから、良好な景観を維持・保全するため、当該建造物及びその敷地の全部を、堺市屋外広告物条例第 11 条第 5 号の規定に基づく屋外広告物の禁止区域として指定する。

### 屋外広告物の禁止区域の指定について

堺市文化財保護条例（平成 3 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された堺市指定有形文化財の名勝の地域について、堺市屋外広告物条例（平成 7 年条例第 38 号）第 11 条第 5 号の規定に基づき、屋外広告物の禁止区域を次のとおり指定する。

堺市指定有形文化財の名称	所在地	市長が指定する禁止区域	摘要
片桐棲龍堂庭園	堺市堺区西湊町	当該地域の全部	

(指定理由)

片桐棲龍堂は堺区西湊町 3 丁に位置する老舗の漢方薬専門店で、敷地内には江戸時代後期に建築された主屋をはじめとする国登録有形文化財の建造物があり、主屋の東側に同時期に作庭されたと考えられる庭園が広がっている。

戦災に遭った本市の旧市域には、江戸期にさかのぼるような庭園がほとんど現存していない中で、本庭園は現存する江戸時代後期の露地として貴重であり、堺の茶庭のたたずまいを知る上で重要な庭園であることから、平成 22 年 7 月 15 日に、堺市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により、堺市指定有形文化財の名勝に指定された。

このことから、良好な景観を維持・保全するため、当該名勝の地域を、堺市屋外広告物条例第 11 条第 5 号の規定に基づく屋外広告物の禁止区域として指定する。